

調査研究の全体概要について

I 目的

「景観まちづくり教育」の取組の促進。

これを通じた、住民、事業者等多様な主体の積極的な協力、参加による良好な景観形成の推進。

(背景)

- ・ 平成 16 年の通常国会において、良好な景観の形成を国政上の重要課題と位置付け、我が国で初めての景観についての総合的な法律である「景観法」が制定(平成 17 年 6 月に全面施行)。
- ・ 同法の審議に係る衆参両議院の附帯決議において「多様な主体の参画を図るため、景観法の基本理念の啓発普及、景観・緑に関する教育の充実に努めること」とされているところ。
- ・ 良好な景観形成の推進には、地域住民等の理解と行動が不可欠。
そのためには、景観に関心を持ち、その形成を自らの課題と考えることのできる人材の育成が必要であり、良好な景観(形成)に関する意識の啓発、知識の普及等を行う「景観まちづくり教育」の取組が重要。

II 概要

1 項目等

- －現状把握
- －今後のあり方の整理とりまとめ
- －具体的な手法・ツールの整備開発

【イメージ】

- ・ 手引きの作成
- ・ プログラムの開発(教材の作成を含む)
- ・ 景観まちづくり教育及び活動の先進事例等各種データベースの作成

なお、これらの実施に当たっては、学識経験者の助言、文部科学省の協力を得ながら実施。

2 調査年度

平成 17 ～ 19 年度(3 箇年)

* 今般の実践モデル校の募集については、このような調査研究の一環として、子供の頃から良好な景観ないし景観まちづくりに親しむことが大切であり、そのことを学校教育の場で学んでいくのに活用できるプログラムの開発を行うに当たり、内容の充実化を図るために行うものです。

なお、プログラムの完成版については、今般の実践モデル校での検証を通じて得られた知見を反映させ、平成 19 年度末において公表、配布を行う予定です。